

# 新町・末広町 地区防災計画

平成30年5月

## 計 画 の 構 成

第 1 部 総則

第 2 部 災害予防計画

第 3 部 災害応急対策計画

## 第1部 総則

### 1 計画の方針

#### (1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定、青梅市地域防災計画にもとづき、新町・末広町地区自主防災対策委員会が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地域住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

#### (2) 計画の構成

この計画は、次の4部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 災害応急対策計画

第4部 資料

#### (3) 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認める場合は、これを修正する。

また、青梅市地域防災計画が修正されたときは必要に応じて修正する。

### 2 関係団体の業務大綱

機 関 名	業 務 の 大 綱
新町市民センター	<ul style="list-style-type: none"><li>・青梅市災害対策本部との連絡調整に関すること。</li><li>・管内の被害に関する情報の収集、伝達に関すること。</li><li>・災害時要配慮者支援に関すること。</li></ul>
新町・末広町地区自主防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・新町・末広町地区自主防災対策委員会の運営に関すること。</li><li>・被害に関する情報の収集、伝達に関すること。</li><li>・各自治会との情報連絡に関すること。</li><li>・避難行動要支援者支援に関すること。</li></ul>
自治会連合会第9支会	<ul style="list-style-type: none"><li>・管内の被害実態の把握および各種情報の収集、伝達に関すること。</li><li>・各自治会との連絡調整に関すること。</li><li>・避難所の開設および運営に関すること。</li></ul>

機 関 名	業 務 の 大 綱
消防団第3分団 第1部・第2部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水火災の防ぎよに関すること。</li> <li>・人命の救助および救護に関すること。</li> <li>・避難勧告等の伝達および避難誘導に関すること。</li> <li>・その他消防および水防に関すること。</li> </ul>
まとい会新町・末広町支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の被害状況の収集および応急措置に関すること。</li> <li>・消防団員の活動に対する支援に関すること。</li> </ul>
交通安全協会第12支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の誘導の補助に関すること。</li> <li>・住民の避難・誘導に関すること。</li> </ul>
民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の支援に関すること。</li> <li>・高齢者や障害者の安否確認に関すること。</li> </ul>
第9支会女性防火防災委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所の開設・運営に関すること。</li> <li>・避難民に対する炊き出しに関すること。</li> </ul>
市立新町小学校 市立霞台小学校 市立若草小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の避難・誘導および安全教育に関すること</li> <li>・避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>
市立新町中学校 市立泉中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の避難・誘導および安全教育に関すること</li> <li>・避難場所の開設に関すること。</li> </ul>

### 3 新町・末広町地区の概要

新町・末広町地区は、青梅市の東部に位置し、比較的平たんで、多摩川、霞川等の河川も地域に存在しない地形となっている。このため比較的災害に強い地域と考えられ、各支会の中で唯一土砂災害警戒区域がない地区となっている。

また平成29年1月1日現在の人口は20,535人、世帯数は9,053世帯となっており、人口減少が続く青梅市においても、人口が増加している地域であるが、一方新規住民も多く、自治会加入率は20パーセントを切り、地域コミュニティの強化が求められている。

## 第2部 災害予防計画

### 1 災害に強い地区づくり

#### (1) 災害に強い体制づくり

災害に強い地区づくりのため、平時からの体制を構築する。

##### ① 新町末広町地区自主防災対策委員会

新町末広町地区における災害時に対応する地区住民の自主的防災体制を整備するとともに、地区住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、別途規約に定めるとおり、新町末広町地区自主防災対策委員会を設置する。

##### ② 新町末広町地区自主防災対策委員会支部

新町末広町地区の防災組織として、第九支会に属する自治会の区域に別表1に定める支部を組織する。

ア 各支部には、組または隣組の区域をもって班を組織し、当該地域に居住する住民により編成する。

イ 支部に庶務・広報部、予防部、調達・救護部を置く。

ウ 役員

(ア) 支部に支部長、副支部長および部長その他必要な役員を置く。

(イ) 班に班長、副班長および連絡責任者を置く。

(ウ) 支部長は、当該地区の自治会長をもって充て、班長は当該地区の組長または隣組長をもって充て、副支部長、部長、副班長、連絡責任者、その他必要な役員は、それぞれ当該地区の住民から選任する。

エ 役員の仕事

(ア) 支部長は支部を代表し、当該支部の災害活動を総括する。

(イ) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(ウ) 部長その他の役員は、あらかじめ定められた担当業務を処理する。

(エ) 班長は、当該班の防災活動を総括する。

(オ) 連絡責任者は、情報の伝達および収集ならびに関係機関との連絡にあたる。

オ 災害予防活動

(ア) 委員会が行う予防活動は、おおむね次のとおりとする。

- ・ 地区住民を対象として、防災訓練、映画、講演等による地震、台風、火災等の災害に関する一般的な知識の習得
- ・ 災害発生時における情報の伝達、収集等の連絡網の整備
- ・ 平常時の災害に対する備えの普及、徹底
- ・ 避難場所、消火器具置場の防災施設の周知、徹底

(イ) 支部は、委員会が行う事業に積極的に協力または参加するとともに、

次の活動を行うものとする。

- ㊦ 庶務・広報部
  - ・ 市、消防署、警察署、委員会等からの情報を地区内の住民に伝達するための連絡網の整備
  - ・ 地区内の災害状況等の情報の収集および関係機関への通報、連絡方法等の確認
- ㊧ 予防部
  - ・ 地区内の災害施設および危険個所の点検
  - ・ 災害時の避難場所、避難道路、避難方法等の周知および確認
- ㊨ 調達・救護部
  - ・ 防災器材の調達方法の確認
  - ・ 緊急食料、救急衣料品、飲料水等の確保と調整方法の確認
  - ・ 緊急物資の地区住民への配分方法の確立
- ㊩ 班は、委員会および支部と連携して活動を行うとともに、当該地区内における高齢者一人世帯、昼間子どもみの世帯等の災害防止対策を講じるものとする。

## (2) 震災に強い地域づくり

### ① 建物の耐震化

新町・末広町地区内の旧耐震基準で建設された建物の所有者に対して、耐震診断および耐震補強工事を推進して建物の耐震化を図るよう周知・広報に努める。

#### ア 公共施設の耐震化の状況（青梅市公共建築物保全整備計画参考）

施設名	構造	延べ面積	耐震性の有無
新町市民センター本館	鉄筋コンクリート造2階建	760㎡	耐震性あり
新町市民センター体育館	鉄骨造1階建	907	耐震性あり
市立新町小学校校舎	鉄筋コンクリート造4階建	6,193	耐震化完了
市立新町小学校体育館	鉄骨造2階建	725	耐震化完了
市立霞台小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	6,660	耐震化完了
市立霞台小学校体育館	鉄骨造2階建	721	耐震化完了
市立若草小学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	6,312	耐震化完了
市立若草小学校体育館	鉄骨造2階建	1,034	耐震化完了
市立新町中学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	7,065	耐震化完了
市立新町中学校体育館	鉄骨造2階建	1,120	耐震化完了
市立泉中学校校舎	鉄筋コンクリート造3階建	7,544	耐震化完了
市立泉中学校体育館	鉄骨造2階建	1,055	耐震化完了

※青梅市公共施設白書資料（平成25年度）

## ② 家具等の転倒防止対策の推進

地震による家具類の転倒・落下防止対策を推進し、負傷者を減少させ負傷の程度を軽くし、地震後の出火防止や地域での救出。救護活動を迅速に行うことができることから、家具等の転倒防止対策の推進を図る。

## ③ 防災訓練の参加

地域住民、自主防災組織等の緊密な協力体制を確立するとともに、防災意識の高揚を図るため、防災訓練に積極的な参加を促すとともに内容の充実を図る。

## (3) 風水害に強い地域づくり

### ① 土砂災害対策の推進

新町・末広町地区については、各支会の中で唯一土砂災害警戒区域がない地区となっているが、台風や、大雨など災害が予想される状況下においては、十分に情報収集、等に努める。

### ② 浸水対策の推進

新町・末広地区は、大きな河川もなく、比較的浸水被害の少ない地区ではあるが、新町6丁目地区の一部など浸水予想区域も一部に存在することから、浸水が予測される場所については、事前に対応を定めるなど、対応に努める。

## 2 災害時要配慮等への支援制度の推進

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは隣近所や地域の方の助け合いである。

新町・末広町地区においても、要配慮者に対し普段からの見守り、安否確認などの支援を行うために、地域で助けあう支援体制づくりを推進する。

別表 1

新町末広町地区自主防災対策委員会支部

区 分	地 域
新町一丁目支部	新町一丁目 自治会の区域
新町二丁目支部	新町二丁目 //
新町三丁目東支部	新町三丁目 //
新町三丁目西支部	新町三丁目 //
新町四丁目支部	新町四丁目 //
新町五・六丁目支部	新町五・六丁目 //
新町七・八・九丁目支部	新町七・八・九丁目 //
末広町一丁目支部	末広町一丁目 //
末広町二丁目支部	末広町二丁目 //

3 災害対策用物資の備蓄

新町市民センター防災倉庫備蓄状況

(平成29年1月現在)

品 名	数 量	品 名	数 量
カンパン・ ビスケット類	1,920食	土のう袋	2,000袋
アルファ米	2,950食	解 縄	1,000m
毛 布	190枚	パイル	230本
ポリタンク (20L折り畳み)	30個	鉄 線	500kg
簡易組立トイレ	3基	カッター	2丁
災害用簡易トイレ	5,500枚	スコップ	9丁
ブルーシート	100枚	ジョレン	10丁
掛 矢	4丁	つるはし	7丁
竹 み	10丁	発電機	1機
応急給水資機材	1式	防災シート(横幕)	10枚

小中学校備蓄状況

学 校 名	備 蓄 場 所	備 蓄 品 数 量
霞台小学校	3F 現PTA室	乾パン・ビスケット類 1,020食
若草小学校	2・3階教材室	乾パン・ビスケット類 1,680食
新町小学校	2階 東側校舎倉庫	乾パン・ビスケット類 1,620食
泉中学校	1階 放送室ステージ	乾パン・ビスケット類 1,020食
新町中学校	北門入口東側 ブロック倉庫	乾パン・ビスケット類 1,140食

### 第3部 災害応急対策計画

【青梅市地域防災計画では震度5弱以上の  
場合、土砂災害警戒情報が発表または、水防  
警報が発表された場合等に災害対策本部を  
設置】

#### 1 応急活動体制

##### (1) 新町・末広町地区自主防災委員会

###### ① 本部の設置

次の場合に、新町市民センター内に「新町・末広町地区自主防災組織連絡会本部」を設置する。

ア 青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震に関する「警戒宣言」発せられた場合

イ 台風が接近して新町・末広町地区において大きな被害が発生することが予想され場合

ウ 新町市民センターの雨量計で最大1時間降水量が50ミリを超えた場合、または24時間降水量が300ミリを超えた場合

エ その他、新町・末広町地区自主防災委員会委員長が必要と判断した場合

オ 本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部（市役所）にその旨を連絡する。

###### ② 本部の組織

本部は、新町末広町地区自主防災対策委員会委員のうち別表2の本部員を持って構成する。

なお、その他状況に応じて必要な要員を招集することができる。

###### ③ 本部の活動

本部は、新町・末広町地区内の被害状況等の収集に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

###### ④ 本部の廃止

地震および風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

## (2) 自治会本部

### ① 自治会本部の設置

青梅市で「震度5強」以上の地震が観測された場合には、各自治会館内に「自治会本部」を設置する。

本部を設置した場合には、新町・末広町地区自主防災対策委員会本部（新町市民センター）へその旨を連絡する。

### ② 自治会本部の組織

本部は、新町末広町地区自主防災対策委員会支部役員をもって構成する。

### ③ 自治会本部の活動

自治会本部は、自治会内の被害状況の収集に努めるとともに、新町・末広町地区自主防災組織連絡会本部との連絡・調整を行い、必要に応じて食糧等の支援の要請を行う。

### ④ 自治会本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、新町・末広町地区自主防災対策委員会本部へその旨を連絡する。

## (3) 情報連絡体制

新町・末広町地区自主防災対策委員会は、有線電話、携帯電話、新町・末広町地区自主防災用無線、青梅市防災行政無線（移動系）を活用して被害等の情報収集に努める。

また、必要に応じて消防団無線の活用およびアマチュア無線協会に協力を要請する。

## 2 避難計画

### (1) 避難所等の開設場所

震災時の避難所および避難場所は、青梅市地域防災計画で定められているが、新町・末広町地区の指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	備 考
市立若草小学校	青梅市新町 1-15-1	避難所
市立霞台小学校	〃 1-35-1	避難所
市立泉中学校	〃 1-37	避難所
新町市民センター	〃 4-17-1	避難場所
都立誠明学園グラウンド	〃 3-72-1	避難場所
市立新町小学校	〃 5-21-1	避難所
市立新町中学校	〃 5-20-1	避難所
都農林総合研究センター 青梅庁舎	〃 6-7-1	避難場所
新田山公園	〃 7-33	避難場所
子育て支援センター	〃 2-21-9	2次避難所
新町こどもクラブ	〃 5-7-16	2次避難所
新町第2こどもクラブ	〃 5-7-15	2次避難所

※ 避難所とは、大規模な災害が発生し、自宅での生活が困難になった被災者の一時的な生活を確保するための施設で、青梅市では小・中学校など32か所が指定されています。

※ 2次避難所とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするもので、介護保険施設や、医療機関等に入所・入院するに至らないものを対象に、介護等必要なサービスを提供することのできる避難所

### (2) 避難所の運営

避難所の管理・運営についてのルールを平常時から決めておくことが大切であることから、避難所となる学校の代表者、自治会代表者、民生・児童委員および市職員等において十分に連絡体制を構築することとし、「避難所運営協議会」を設置に努める。

また、避難所の運営においては、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。